平成２１年（フ）第３２４号
三重県いなべ市員弁町大泉新田482番地
債務者　伊藤久米一
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３２５号
三重県いなべ市員弁町大泉新田482番地
債務者　伊藤ちづ子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３３６号
三重県三重郡菰野町大字菰野2580番地
債務者　浮田　妙子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３３７号
三重県四日市市小林町3018番地８　村上アパート111号
債務者　丹羽　康之
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３４２号
三重県桑名市星見ヶ丘２丁目703番地
債務者　太田ひろみ
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３４７号
三重県四日市市大矢知町3241番地11
債務者　日高　福夫
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２４６号
兵庫県川西市水明台４丁目６番地の７
債務者　都　　直樹
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３８４号
兵庫県伊丹市美鈴町１－４－１－703、住民票上の住所兵庫県伊丹市南野北１丁目１番２－６号
債務者　藤原　眞弓
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４１２号
兵庫県宝塚市安倉北２丁目14番14号　１－Ａ号室
債務者　寒川　陽介
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第９１６号
兵庫県西宮市すみれ台１丁目４番地５
債務者　吉永　輝穂
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０２４号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番８－302号、前住所兵庫県西宮市鳴尾町４丁目２番23号、前々住所兵庫県西宮市上田中町15番17号
債務者　井上　弘美
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第２８３号
鳥取県鳥取市湖山町北３丁目201番地　市住４－27号、旧住所鳥取県鳥取市田島480番地５
債務者　吉村　　操
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３０６号
鳥取県鳥取市国府町三代寺746番地22、旧住所鳥取県鳥取市立川町６丁目221番地　県住53－３－68号
債務者　谷岡奈津実
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１７号
鳥取県鳥取市賀露町西３丁目25番21号　シーサイドレジデンス102号、旧住所鳥取県鳥取市湖山町西３丁目504番地　メゾン・アンソレイエ101号
債務者　屋宜　晶子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１６２号
広島県尾道市向東町甲1041番地３
債務者　安保　貞男
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１８７号
広島県尾道市因島外浦町22番地２
債務者　久保　公香
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第４３号
徳島県阿南市横見町願能地西17番地３　琴江川マンション２号棟205号室
債務者　田上　芳孝
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
徳島地方裁判所阿南支部